

平成16事業年度

業務実績報告書

独立行政法人 海技大 学校

目次

第1章 業務運営評価のための報告	1
はじめに	1
業務運営に関する報告	3
1. 中期目標の期間	3
2. 業務運営の効率化に関する事項	3
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	11
4. 財務内容の改善に関する事項	40
5. その他業務運営に関する重要事項	50

第2章 自主改善努力評価のための報告	53
-------------------------------------	----

添付資料一覧

資料 1 : 海技大学校組織図	1
資料 2 : 養成定員及び課程再編	3
資料 3 : 主要教育機材年間稼働時間数	4
資料 4 : シミュレータ課程、委託研修課程開講コース一覧	5
資料 5 : 入学者、卒業者数推移	7
資料 6 : 海上技術科(三級海技士科第四)就職率	8
資料 7 : シミュレータ教育訓練ユーザー評価委員会資料	9
資料 8 : インストラクター養成一覧	25
資料 9 : 海技士科三級海技士専攻科募集要項	26
資料 10 : 海技士科四級海技士科第二募集要項	30
資料 11 : 学生専用ホームページ資料	31
資料 12 : 海技士国家試験合格率	33
資料 13 : 事務官等研修一覧	34
資料 14 : ユーザーモニター会議資料	35
資料 15 : 平成16年度研究計画書	47
資料 16 : 受託研究一覧	78
資料 17 : 特許登録及び出願一覧	79
資料 18 : 平成15年度研究報告書	80
資料 19 : 研修員受入・教育専門家派遣実績	101
資料 20 : 専門分野委員派遣実績	102
資料 21 : 平成16年度研究成果発表一覧表	103
資料 22 : ホームページ掲載件数集計	106
資料 23 : 公開講座、特別講演会資料	107
資料 24 : 独立行政法人海技大学校の入学検定料等を定める達	109
資料 25 : 分割受講制度資料	
資料 26 : 蘆風(第5号、第6号)	

第1章 業務運営評価のための報告

はじめに

この報告書は、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」(平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日同委員会改定)に基づき、独立行政法人海技大学の平成16事業年度業務実績評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的数値(目標値)により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ概ね次の形式で報告する。

<目標値が設定されている場合>

(中期目標)

大項目 - 中項目 - 小項目

(中期計画)

大項目 - 中項目 - 小項目

(年度計画における目標値)

大項目 - 中項目 - 小項目

年度計画における目標値設定の考え方

--

実績値及び取組み

--

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

<上記以外の場合>

(中期目標)

大項目 - 中項目 - 小項目

(中期計画)

大項目 - 中項目 - 小項目

(年度計画)

大項目 - 中項目 - 小項目

年度計画における目標設定の考え方

--

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化の推進

社会ニーズを反映した教育課程の再編並びに養成定員の見直しを行い、養成定員を50%程度に抑制するとともに、教官の弾力的な配置による効率的組織編成と運営を図る。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

的確な社会ニーズの把握につとめ、教育課程を再編して、養成定員を50%程度に抑制する。

これに伴い、組織の簡素化並びに教官等の弾力的な配置を図り、効果的かつ効率的な運営を行う。

(年度計画における目標値)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

平成15年度において組織体制について検討した結果に基づき、組織の簡素化を図るとともに効率的な業務運営が図られる組織体制とする。

年度計画における目標(値)設定の考え方

的確な社会ニーズの把握に努め、そのニーズを反映した教育課程の再編及び養成定員の見直しの結果、平成15年度養成定員は平成12年度養成定員の48.2%であった。

平成16年度においては、養成定員を中期計画の目標値である50%程度を維持しつつ、平成15年度において検討した結果に基づき、簡素かつ効率的な組織編成を行う。

実績値または当該年度における取組み状況及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

独立行政法人海技大学校は、船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。）に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること等により、船員の資質の向上を図り、もって海上輸送の安全の確保に資することを目的とした教育機関であり、中期計画期間中に社会ニーズを見据えた教育課程の再編と柔軟な対応を図り、質の高い教育を効率的かつ効果的に行うとともに、国土交通省の船員政策に係るその任務を的確に遂行することとしている。

最適な組織体制とするため平成15年度ワーキンググループにおいての検討結果を参考に、次の事項を実施した。

- ・教育・研修業務の執行を一元化し、効率的な教育体制が図られるよう学生部、通信教育部及び図書館を統合し、学務部とした。
- ・企画調整室を企画情報部として事業計画、事業評価、広報等経営全般にわたる事務を行わせることとした。

その結果、教職員の意識向上、責任分担の明確化が図られ、業務の計画的な実施体制が整った。

（資料1：海技大学校組織図）

平成16年度養成定員は、平成12年度養成定員の49.6%、850名であった。

（資料2：養成定員及び課程再編）

その他適正な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 平成12年度養成定員の50%程度に抑制

（平成12年度養成定員 1,715名）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
養成定員 (名)	1,293	853	826	850	
対12年度比 (%)	75.4	49.7	48.2	49.6	

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 人材の活用の推進

教育実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、民間機関あるいは海事関連行政機関の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流を推進する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

(2) 人材の活用の推進

国内外関係機関の知見を活かすため、これらと20名以上の人事交流を図る。

(年度計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

(2) 人材の活用の推進

独立行政法人海員学校、独立行政法人航海訓練所、国土交通省及び海事関連企業等と人事交流を図り、3名程度を受入れ、3名程度を派遣する。

年度計画における目標値設定の考え方

平成15年度までに中期計画の目標値20名を超える30名の人事交流を実施しているが、平成16年度については年度中の交流予定者数を考慮して6名とした。

実績値及び取組み

平成16年度においては次の人事交流を行い、国内関係機関の知見の活用及び組織の一層の活性化を図った。

受入

・国土交通省海事局	1名
・独立行政法人航海訓練所	1名
・海事関連企業	1名(外航船社 1名)
計	3名

派遣

・独立行政法人海員学校	1名
・国土交通省海事局	1名
・海事関連企業	1名(外航船社 1名)
計	3名

この人事交流により各海事関係機関との連携を図ることができるとともに船舶運航に関す

る最新の知識及び技術を教育に取り入れることができた。

平成16年度人事交流6名を加え、中期計画の目標値20名を超える36名の人事交流を行ったが、引き続き人事交流を活発に行い、国内外関係機関の知見の活用及び組織の一層の活性化に努めることとする。

実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 20名以上

(単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
受入実績	7	4	5	3		19
派遣実績	4	5	5	3		17
計	11	9	10	6		36

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

船員教育の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の発展に伴う教育機材等の計画的な整備を行うとともに、教育施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図る。さらに、委託研修の受入れにより、社会ニーズへの柔軟な対応を図りつつ、教育施設の一層の活用を図る。

また、施設管理業務等の外部委託化を含めた業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

船舶の技術革新に対応する効果的な教育機材の導入に努め、期間中にシミュレータ船員教育システム等3件程度の導入を図り、これらを含めた主要教育機材の稼働率を30%向上させる。

教育施設等の効率的運用を図るため、常設課程に加えて船社等からの委託研修を積極的に推進する等、社会ニーズへの柔軟な対応を図る。

(年度計画における目標値)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

シミュレータ船員訓練システム教材の充実を図り、船舶の技術革新に対応させる。また、実務的教育の向上に努める。

教育施設等の効率的運用を図るため、船社等からの委託研修等を積極的に推進し、社会ニーズに柔軟に対応する。

年度計画における目標（値）設定の考え方

中期計画では5年間で30%の稼働率向上を目標としているが、平成15年度までに目標値の30%を上回る57%とすでに目標値は達成している。

平成16年度においては、平成15年度の稼働時間を維持しながら、技術の発展に伴うシミュレータ船員訓練システム教材の充実を図ることにより実務的教育の向上に努める。

また、シミュレータ課程及び委託研修課程において、社会ニーズに柔軟かつ積極的に対応し、教育施設等の効率的運用を図ることとした。

実績値または当該年度における取組み状況及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

教育の充実

船舶の技術革新への対応及び実務的教育の向上に努めるため教材の充実を図った。

- ・ 蒸気タービン装置についてSI単位変換を行った。
- ・ 機関室シミュレータ、主機リモコンについてはETM訓練用にパーティションの仕切り、マイクの設置等整備するとともにETM訓練テキスト、事例研究や訓練用ワークシート等の訓練ノートを作成した。
- ・ ユーザーのニーズに添った海域での訓練が実施できるように操船シミュレータ用海域データ及び船種を充実させた。

教育機材の稼働率向上

主要教育機材（操船シミュレータ、レーダ・ARPAシミュレータ、GMDSSシミュレータ、機関室シミュレータ、ディーゼル機関実験室、自動制御実験室、電気実験室、英会話訓練装置）の平成16年度稼働時間数は、5,495時間であり、平成15年度に比べ8%、平成12年度に比べ69%向上した。この稼働率は、中期計画の目標値30%を上回っているが、引き続き教育施設の有効的な運用に努める。

（資料3：主要教育機材年間稼働時間数）

委託研修等の推進

船社等からの社会ニーズに柔軟に対応し、シミュレータ課程21研修コース（平成16年度4研修コース新設）、委託研修課程38研修コース（平成16年度12研修コース新設）を開講した。その結果、船社等からの要望に応えることができた。

（資料4：シミュレータ課程、委託研修課程開講コース一覧）

（参考）

SI単位変換

SI単位とは従来のMKS単位系（メートル、Kg、Second秒）から国際度量衡委員会が1960年に「すべての国が採用しうる一つの実用的な単位制度」として決定したのが『国際単位系』と呼ばれるもので、国際単位系“Le Systeme International d'Unites”という名称と略称SIを採用したもので世界的にSIと略称します。

国際単位系は、7個の基本単位、2個の補助単位及びそれから組み立てられる組立単位（以上をSI単位と呼びます。）並びにそれらの10の整数乗倍からなります。

特に船舶では圧力単位がKg/Cm²からPa(パスカル)に、出力がPSからKWに、熱量がKcalからKJ(キロジュール)に変更されました。日本でも1974年4月以降導入となり、海技国家試験でもSI単位に移行しています。今回SI単位に変換することで、より実践的な教育を行えることが期待されています。

ETM訓練

ETM (Engine room Team Management) 訓練とは、チームワークで行う作業をより安全にかつ効率的に遂行するため、人間工学的な手法を取り入れた訓練のことをいいます。船舶の運航や整備作業においては、十分な知識・熟練した技能等の個人的な能力だけでなく、共同作業を行うに当たっては、チームワークが重要視

されます。

このETM訓練では、個人のスキルアップだけでなく、あくまでチームとしてのパフォーマンスの向上を主な目的としており、コミュニケーション力、状況認識、問題解決/判断/意思決定、リーダーシップ、ストレス管理、批評、対人関係などチームワークに必要な訓練ができるよう計画されたものとなっています。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 主要機材の稼働率を30%向上

(平成12年度稼働時間数 3,250時間)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
稼働時間数(時間)	3,789	4,868	5,094	5,204		-
前年度比稼働率(%)	116	128	105	102		-
12年度比稼働率(%)	116	150	157	160		

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

施設管理業務等の外部委託、書類等のペーパーレス化等により、業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。

(年度計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

本校宿日直業務の外部委託について、費用対効果等の観点からあり方を見直しつつ業務運営の効率化を図る。

内部ホームページの更なる充実等により各種会議及び委員会の報告並びに書類のペーパーレス化を引き続き促進する。

年度計画における目標設定の考え方

宿日直業務及び給食業務について、業務運営の効率化を図るため、業務を外部委託した場合の費用対効果、職員の業務負担の軽減を考慮しつつ、外部委託を推進する。

また、一般管理費を含む経常経費の抑制を図るため、引き続き書類のペーパーレス化を推進する。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

業務の外部委託

人員の抑制による当直者数の減少から職員の業務負担が増加する中、本校宿日直業務（年未年始及び夏期における宿日直業務）を外部委託することにより、福利厚生面からの軽減を図った。

ペーパーレス化

「内部ホームページ」(総合的文書管理システム)をバージョンアップし、職員の利便性を図るとともに、引き続き文書の電子化及び共有化によるペーパーレス化に努めた。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

独立行政法人海技大学校法第10条第1号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能の教授を実施する。

教育の実施に際しては、船員政策の遂行、機器の自動化や情報技術等の船舶の技術革新、一層の即戦力化や管理能力の付与等の船員に求められる技術、資質等の変化に対応した教育課程の設定を図り、これに基づき、シミュレータ教育の充実による学生等の理解度の向上及び満足度の向上を図るとともに、卒業生の知識・技術の十分な活用がなされるよう努める。

加えて研修等の実施による職員の質の維持向上を図り、より効果的な船員教育を目指す。さらに教育に関する自己評価体制を構築し、効果的な教育への反映を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

教育の実施に当たっては、教育の質の向上並びに充実を図り、効率的かつ効果的な教育が実施できるよう以下の計画の達成を図る。

海技士科については、入学資格を緩和するとともに船員が受講かつ卒業しやすい受講制度を確立し、船舶の技術革新や船員に求められる技術に対応できるようシミュレータ等の実習機材を活用した実務的教育の充実を図る。

海技士科の具体的な課程の再編は、以下のとおりとする。

(廃止をする課程)

三級海技士科第一、三級海技士科第二

(養成定員の見直しをする課程)

三級海技士科第三、四級海技士科

(入学資格の緩和を図る課程)

一級海技士科、二級海技士科、四級海技士科

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

教育の実施に当たっては、教育の質の向上並びに充実を図り、効率的かつ効果的な教育が実施できるよう以下の計画の達成を図る。

海技士科については、船員の休暇制度や海技資格取得の機会が制限されていること等を踏まえ、修業期間を数月間程度に分割して受講できる受講制度を新たに採用

するとともに、海技資格取得のための効果的なサポート体制を更に強化する。

年度計画における目標設定の考え方

海技士科については、平成15年度ワーキンググループにおいて検討した結果を反映し、船員が受講かつ卒業しやすい分割受講制度を構築する。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

海技士科は、海技資格及びより上級の海技資格を取得しようとする船員に対して、再び教育の機会を与え、船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める海技免許の資格に応じて、それらに必要な教育を実施している。

海技免許取得のための課程として一級海技士科から四級海技士科までの課程を設置しており、このうち三級海技士科及び四級海技士科の課程にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に定められている船舶職員養成施設に指定されており、卒業者は海技士国家試験において筆記試験が免除される。

海技免許取得のための再教育を行うことにより、船員の資質向上を図り、もって我が国の海上輸送の安全・安定に貢献することを目標としている。

(資料5：入学者数、卒業生数推移)

長期間の一括した休暇が取れない船員の休暇制度や国家試験実施回数に制限があるため海技資格取得の機会が制限されている船員の就職体制を考慮して、平成15年度ワーキンググループにおいて検討した結果を反映し、船員が受講かつ卒業しやすい分割受講制度を構築した。

具体的には、一級海技士科については修業期間(6か月)を2ヶ月毎に分割して受講する制度に改正するとともに、二級海技士科、三級海技士科及び四級海技士科(第一)については、従来の連続型と新設した分割型を併設して入学者数の増加を図った。

(資料25：分割受講制度資料)

新採用職員に対する口述試験及び上級筆記試験(一級、二級海技士試験等)に合格させるという船社のニーズに対応した研修を講習科委託研修課程に導入し、社会人新採用の海技資格取得希望者(三級海技士試験筆記免除者)4名を受け入れ、全員が乗船に必要な三級海技士免許を取得するとともに目標とした上級資格筆記試験(二級または一級海技士)に合格した。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

現行の三級海技士科第四課程については、海技士科から海上技術科として分離独立させて教育内容の改善を図る。特に、内航海運の技術革新に対応した情報技術教育並びにシミュレータ等を利用した実務教育の充実を図る。

また、他の教育機関との連携を強化し、座学教育、実習訓練そして就職に至るまで一貫した指導を行うことにより、教育効果の向上並びに船員としての資質の向上を図るとともに、海事関係企業への就職率を70%以上とする。

(年度計画)

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

海上技術科に関係する独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所との連絡会議を年2回程度開催し、一貫した教育及び指導により教育効果の向上並びに船員としての資質向上を図り、海事関係企業への就職を70%以上とする。

年度計画における目標(値)設定の考え方

海上技術科の学生は、独立行政法人海員学校本科卒業生であり、三級海技士の免許を取得するため、座学を海技大学校で行い、実習訓練は独立行政法人航海訓練所で行っていることから、各船員教育機関で情報を共有し、教育効果の向上を図るため連絡会議を開催する。

海事関係企業への就職については、過去5年間の就職率を考慮し目標値を70%以上と設定した。

実績値または当該年度における取組み状況及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

海上技術科は、海上技術学校(独立行政法人海員学校)の本科を卒業した者を対象として、海上技術学校において修得した航機両用教育の知識をもとに、2年間で船舶職員としてさらなる資質の向上とプロフェッショナルな職業意識・能力を養うことを目的とし、シミュレータ等を活用して充実した実務教育や情報技術教育を実施している。

2年次においては、独立行政法人航海訓練所練習船で9カ月間の乗船実習することにより、三級海技士(航海または機関)の資格取得に必要な乗船履歴を獲得し、卒業者は当該国家試験のうち筆記試験が免除される。

(資料5:入学者数、卒業生数推移)

独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所等との連絡会議を4回開催し、情報の共有に努めた。

- ・独立行政法人海員学校との連絡会議を1回開催
- ・独立行政法人航海訓練所との連絡会議を1回開催
- ・国土交通省海事局船員政策課及び船員教育3機関の連絡会議を2回開催

平成15年度に引き続き独立行政法人海員学校生徒（専修科生徒19名）に対し、学習意欲の喚起及び即戦力化の強化を目的として本校練習船での乗船実習を行うとともに、独立行政法人海員学校教官とシミュレータ教育に関する教育手法の共有化を図るため、昨年度の操船シミュレータに引き続き、機関室シミュレータに関する研修会を実施した。（海員学校教官参加者7名）

平成16年度海上技術科卒業生（海技士科三級海技士科第四卒業生を含む。）の海事関係企業への就職率は84%であった。

（資料6：海上技術科（三級海技士科第四）就職率）

また、さらなる就職率の向上を図るため関東地区、中国地区、四国地区及び九州地区を中心に船社等約220社を訪問し、就職先の開拓に努めた。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 海事関係企業への就職率70%以上

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
卒業者数（人）	21	16	24	25		86
就職者数（人）	15	13	19	21		68
就職率（%）	71.4	81.3	79.2	84.0		79.0

上記表中の卒業者数には、平成13年度進学者4名、平成14年度進学者1名及び家事従事者1名、平成15年度進学者4名が含まれており、これらを除く就職率は、下表のとおりとなります。

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
進学者等を除く卒業者数（人）	17	14	20	25		76
就職者数（人）	15	13	19	21		68
就職率（%）	88.2	92.9	95.0	84.0		89.5

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

講習科のシミュレータ課程については、社会ニーズに対応するため課程を再構築し、実習機材の整備や教育内容の見直し及び指導体制の拡充を図り、効率的かつ効果的な講習の実施に努める。

講習科の具体的な課程の再編は、以下のとおりとする。

(廃止をする課程)

船橋当直課程、機関当直課程、船舶技術管理課程、国際海運管理課程、海技講習課程

(養成定員の見直しをする課程)

三級海技士課程、四級海技士課程、五級海技士課程、技能講習課程、船舶基礎課程

(拡充が必要な課程)

シミュレータ課程

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

講習科については、船員政策並びに社会ニーズに基づき、効果的かつ効率的な船員教育ができる教育体制を拡充するため以下の課程について見直しを行う。

[新設する課程]

船舶保安管理者課程

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安管理者の確保に関する講習

[養成定員の見直しをする課程]

	平成15年度	平成16年度
海技課程		
若年船員養成課程(航海科・機関科)	12	11
国際協力課程		
技術協力課程初級	43	40

[養成定員の見直し並びに教育内容の改善をする課程]

シミュレータ課程については、養成定員の見直しを行うとともに、平成15年度に設置したシミュレータ教育訓練ユーザー評価委員会等を活用し、更なる教育内容の改善及びインストラクターの養成を図り、一層の効果的かつ効率的な講習の実施に努める。

平成15年度定員 196名 平成16年度定員 204名

年度計画における目標設定の考え方

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）の制定に伴い、同法第8条第2項の規定による同条第1項の船舶保安管理者養成のための講習を新設するとともに船員政策並びに社会的ニーズに基づき、効果的かつ効率的な船員教育が実施できるよう養成定員の見直しを行う。

特にシミュレータ課程については、今後需要が見込めることから社会ニーズに柔軟に対応するため、シミュレータ教育訓練ユーザー評価委員等を活用し、教育内容の見直しを行うとともにインストラクターの養成に努める。

年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

講習科は、海技に関する短期教育及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号、以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第8条第2項の規定による同条第1項の講習を実施している。

上記事業を実施するため講習科には、国の施策等に基づき船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める海技免許の取得をめざす「海技課程」、船舶の基礎的な知識・技能及び船舶に関する技能の修得をめざす「基礎課程」、船舶の技術革新に対応するための船舶の運航技術及び機器の操作に対する熟練訓練を行う「シミュレータ課程」、開発途上国の船員に対して運航技術及び最新の船舶の機器等に対する知識・技能の修得をめざす「国際協力課程」、船会社及び海事関係団体等からの要請による講習を行う「委託研修課程」及び国際船舶・港湾保安法に基づく講習を実施する「船舶保安管理者課程」がある。

講習科は、船員政策の実現や海運界の要望等の社会的ニーズに基づいて教育訓練を実施することにより、政策遂行等に資することを目標とするとともに、船舶の安全運航及び我が国船員の高度な海技の維持・向上をめざしている。

（資料5：入学者数、卒業生数推移）

平成16年度においては、

国際船舶・港湾保安法に基づく講習を実施するため、船舶保安管理者課程を新設し、1,081名の受講者を獲得した。なお、国際船舶・港湾保安法附則第4条第3項に規定する同法施行前の講習を含めると、平成16年度における船舶保安管理者の養成者数は1,293名であった。

計画とおり若年船員養成課程、技術協力課程初級及びシミュレータ課程の養成定員を見直した。

(資料2：養成定員及び課程再編)

シミュレータ課程については、シミュレータ教育訓練ユーザー評価委員会を12月開催し、ユーザーからの意見を直接教育内容の改善に反映させるとともに、インストラクター勉強会、外部講師による特別講演、機器メーカー等主催の研修等を通じインストラクターの養成及び知識の向上に努めた。その結果、シミュレータ教育の資教材改善と教育内容の充実が図られた。

(資料7：シミュレータ教育訓練ユーザー評価委員会資料)

(資料8：インストラクター養成一覧)

(参考)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年四月十四日法律第三十一号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、国際航海船舶及び国際港湾施設についてその所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでない国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

(船舶保安管理者)

第八条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員であって、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安管理者を選任しなければならない。

2 国土交通大臣は、独立行政法人海技大学校(以下「大学校」という。)に前項の講習の実施に関する業務の全部又は一部を行わせることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十二月十二日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第八条第二項、第二十条第一項、第五項及び第七項、第四十八条(第一項第二号及び第二項に係る部分に限る。)第五十一条並びに附則第四条から第八条までの規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第四条 国際航海日本船舶の所有者は、施行日前においても、第七条又は第八条の規定の例により、船舶保安統括者又は船舶保安管理者を選任し、国土交通大臣に届け出ることができる。

3 附則第一条ただし書の政令で定める日前に大学校が行った講習（第八条第一項の講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者は、附則第一条ただし書の政令で定める日において、同項の講習を修了したものとみなす。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

目標期間中における、海運政策、船員政策遂行並びに社会ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、適宜各科の教育課程及び教育内容の見直しを行い、現行課程で対応できない場合は委託研修課程等、新たな課程の設置を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

- (ア) 船員教育機関以外の大学、短期大学及び高等専門学校卒業生等を対象として、三級海技士の資格取得に必要な教育を行うための課程を新設する。
- (イ) 分校において、五級海技士の免許受有者を対象として、内航船の職員としてニーズの高い四級海技士の資格取得に必要な教育を行うための課程を新設する。
- (ウ) 海運政策、船員政策遂行並びに社会ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、各科の教育課程及び教育内容の見直しを積極的に行い、更なる委託研修課程の充実を図る。

年度計画における目標設定の考え方

船員に求められる技術、資質等の変化に柔軟に対応するため船員教育機関以外の大学、短期大学及び高等専門学校卒業生等を対象として、三級海技士の資格取得に必要な教育を行うための課程及び五級海技士の免許受有者を対象として、内航船の職員としてニーズの高い四級海技士の資格取得に必要な教育を行うための課程を新設する。

また、船社等からのニーズに対応するため設置した委託研修課程については、今後需要が見込めることから社会ニーズにより柔軟に対応するため教育内容の改善等充実を図る。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

(ア) 船社の雇用形態の多様化に伴い船員養成に係るオプションが拡大されたため、船社ニーズをふまえた結果、海運会社に雇用されている者(内定者を含む。)であって、船員教育機関以外の大学、高等専門学校もしくはこれらに準ずる学校を卒業した者等を対象に、当該教育機関において修得した知識をもとに、船舶職員となるために必要な教育訓練を施す海技士科三級海技士専攻科を構築し、平成16年度においては学生募集を開始した。

(資料9：海技士科三級海技士専攻科募集要項)

(イ) 海技大学校では、従来から児島分校において五級海技士課程を開講しているが、当該課程を修了して五級海技士資格を取得した者を中心として、大型化・技術革新された内航船舶に乗船する職員として必要な四級海技士資格の取得を希望するニーズは高い状況にある。

これに応えるため、五級海技士資格を有し、四級海技士国家試験受験に必要な乗船履歴を有する者を対象とする課程を児島分校において新設し、9名の受講者を得た。

(資料10：海技士科四級海技士科第二募集要項)

(ウ) 船員法改正に伴い、すべての船橋航海当直担当の乗組員に六級海技士(航海)以上の海技資格が義務付けることを受け、船員政策遂行のために海技大学校では教材等を整備し、登録船舶職員養成施設として平成17年1月から講習科海技課程航海科六級海技士課程を開講し、57名を受け入れた。

また、約220社の内外船社等のニーズを調査し、教育内容を検討したうえで、シミュレータ課程に機関室総合シミュレータ上級(ETM訓練)、委託研修課程に安全技術上級(児島分校)船舶保安統括者養成講習等を開講し、ニーズに応えた。

(資料4：シミュレータ課程、委託研修課程開講コース一覧)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

通信教育については、効率的な運営となるよう全ての課程について養成定員の見直しを行うとともに、乗船勤務をする船員の特殊性を考慮し、インターネットを活用した通信教育の充実を図り、効果的運営について検討を行う。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

通信教育科については、引き続きインターネットを活用した学生との連絡や応募を行うとともに、夏季休暇等を利用できるようなスクーリングを実施し、受講体制の効果的運営に努める。

また、乗船勤務をする船員の特殊性を考慮し、インターネットを活用した通信教育の充実と効果的運営のために、教材その他のコンテンツの編纂を行うとともにその提供を開始する。

年度計画における目標設定の考え方

学生との連絡等について、引き続きインターネットを活用し、効果的な運営に努めるとともに受講生からの要望が強い夏季期間のスクーリングを開講し、受講体制の効果的運営を図る。

修学機会が限られている通信教育科の学生に対し、インターネットを活用して、時間・場所を自由に選択して、教育が受けられるようなシステムを構築するため、船上勤務者の特殊性を考慮した教材その他のコンテンツ(情報の内容)の編集を行うとともにその提供を開始することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

通信教育科は、海技士科及び講習科の教育と連携し、海技に関する教育を実施している。

通信教育科は、船舶に関する新しい知識や技能並びに海事に関する一般知識を教授することによって、船員社会の指導的立場にある、または将来なりうる受講生の資質の向上を図る「高等科専門課程」、海員学校高等科卒業者に対して高等学校卒業と同等の資格を付与する「普通科A課程」、海技に関する基礎から三級海技士相当の実力を養う「普通科B課程」で構成している。

通信教育科は、修学機会の限られている船員に対し、通信教育を行うことにより、教育の機会均等を確保し、船員の資質の向上を図ることを目標としている。

(資料5：入学者数、卒業者数推移)

インターネットを活用した学生との連絡及び応募

インターネット(海技大学ホームページ及び電子メール)を活用して学生募集、学生連絡等を行い、学生の負担軽減と業務の効率的な運営を図った。

夏期におけるスクーリングの実施

普通科A課程及び普通科B課程のスクーリングは、受講者のニーズを考え、昨年度に引き続き夏期(7月～8月)に実施した。

通信教育の充実と効率的運営のため、教材その他のコンテンツの編集に伴い、自学自習に有効な教材等をインターネット上に提供することができる学生専用ホームページを構築した。なお、学生の入学期にあわせ平成17年度よりその提供を開始した。

(資料11：学生専用ホームページ資料)

海技に関する知識、技能の向上を図るため、普通科B課程学生を対象として「海技丸乗船実習」(航海科)、「機関実習及び機関室シミュレータ実習」(機関科)を開始し、参加者全員から高い評価を得られた。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

海技資格取得を目的とする各教育課程について、その目標とする国家試験の合格率が85%以上となるよう、学生に対する模擬試験や個別指導を行い、教育効果を高めることに努める。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

海技資格取得を目的とする各教育課程については、その目標とする国家試験の合格率が85%以上となるよう、学生に対する模擬試験や個別指導を積極的に行い、教育効果の向上に努める。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、過去5年間の平均値を考慮して目標を85%以上と設定しているが、平成15年度までの実績は85.4%と目標値を上回っており、この数値を維持するため平成16年度は目標値を85%とした。

実績値及び取組み

海技資格取得を目的とする各教育課程の国家試験合格率は平均して94.7%と向上した。なお、講習科航海科六級海技士課程を含む国家試験合格率は96.7%であった。

(資料12：海技士国家試験合格率)

通常授業中に模擬試験を実施するとともに、卒業直前には総まとめとして能力や職務経験、年齢等が異なる学生に対し、口述試験対策を個別に指導し、教育効果の向上に努めた。また、希望者には卒業後も直近の国家試験(口述試験)受験まで在寮期間延長の措置を執り、学生の目標である国家試験合格まで継続した指導を行った。

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 国家試験合格率 85%以上

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
受験者数(人)	92	74	87	95		348
合格者数(人)	74	63	79	90		306
合格率(%)	80.4	85.1	90.8	94.7		87.9

(注)平成16年度の受験者数及び合格者数には講習科海技課程航海科六級海技士課程を含まない。なお、六級海技士課程を算入した場合は96.7%となる。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

教育・研究活動の一層の充実を図るため、船員訓練シミュレータ等の教育機材の整備を行う。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

教育・研究活動の一層の充実を図るため、船員訓練シミュレータ等の教育機材の整備を行う。

年度計画における目標設定の考え方

船舶の技術革新に対応した教育訓練を行い、一層の即戦力化を図るため、その目的に合致した実習機材の充実を図る。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

一層の即戦力化、実務的教育の向上に努めるため、次のシミュレータ船員訓練システム教材の充実を図った。

- ・従来から海技大学が保有していた機器とメーカーの異なるGMDSS機器を導入することにより、幅広い無線機器操作訓練が可能になり、船社の要望に応えることができた。
- ・レーダ・ARPAシミュレータの更新に伴い、1部に視界再現装置を導入することにより、視界制限状態に加え、互いに視野の内にある状況下においても訓練できるようになったため、臨場感有る訓練内容のバリエーションが増えるとともに、近年の船舶に搭載され、航海士に求められているECDIS、AIS、GPS等の機器操作訓練も可能とした。

(参考)

ECDIS

電子海図表示システム (Electronic Chart Display and Information System) とは、従来の紙海図に替わるもので、紙海図と同等の情報量に加え、位置情報、コース、スピード等の航海の安全に必要な情報をディスプレイに表示できるシステムです。航海用電子海図と自船の位置を同じCRT画面に表示するばかりでな

く、レーダ映像や予定航路等、他の情報を重ねて表示する機能を持っています。また、危険な浅瀬等に近づいたりしたときに警報を発する機能も持っています。

AIS

船舶自動識別装置（**Universal Automatic Identification System**）とは、船舶の位置情報や針路、船速などの航海情報、船名や貨物の情報を放送し、他船から放送されたこれらの情報を常時受信し表示するシステムです。このシステムは、船舶の識別や物標の追跡といった自船を取り巻く状況確認を容易にし、他の船舶と情報交換を行うための航行支援機器として利用されます。特に、従来のレーダで検知できない隠れた船舶も識別できることから、レーダを補助する情報装置として、自船の運航の安全に寄与するものとして活用が期待されています。

GPS

全地球測位システム（**Global Positioning System**）とは、アメリカ合衆国によって、航空機・船舶等の航法支援用として開発されたシステムです。このシステムは、上空約2万kmを周回する24個のGPS衛星、GPS衛星の追跡と管制を行う管制局、測位を行うための利用者の受信機で構成され、4個以上のGPS衛星からの距離を同時に計測することにより、自分の位置を高い精度で知ることができます。受信機は小型軽量化され、カーナビゲーションシステムや携帯電話などにも広く利用されています。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教官の研修計画を策定し、期間中に10件以上の研修を実施する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能の習得を図るための研修計画を策定し、外航及び内航船舶における乗船研修等を2件以上実施する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では5年間で10件以上の研修を行うとしており、その1/5程度に設定した。

実績値及び取組み

外航及び内航船舶における乗船研修を3件(3名)実施し、タンカー、フェリー等の最新の知識、技能の習得に努めた。

・内航船舶による研修

航海科教官1名、共和産業海運(株) 1件

機関科教官1名、新日本海フェリー(株) 1件

・外航船舶による研修

航海科教官1名、新日本海タンカー(株) 1件

中期目標期間中の実績は、13件(19名)となった。

インストラクター養成

海事関連企業(メーカー研修、乗船研修等)で18件(延べ19名)のインストラクター養成のための研修を実施した。

(資料8:インストラクター養成一覧)

独立行政法人として必要な知識の向上を図るため、9件（延べ9名）の事務官等の研修を実施した。

（資料13：事務官等研修一覧）

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 10件以上の乗船研修

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
研修件数（件）	2	2	6	3		13
研修人員（人）	2	4	10	3		19

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

自己評価体制の構築に向けて、各課程において学生による授業評価等の教育評価を実施して、教育内容や教育方法の改善・改革に努める。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

自己評価体制の充実に向けて、内部評価委員会、ユーザーモニター会議及びシミュレータ教育訓練ユーザー評価委員会を活用するとともに、学生による授業評価等の教育評価を各課程において実施し、その結果を教育内容や教育方法の改善・改革に速やかにフィードバックするように努める。

年度計画における目標設定の考え方

内部評価を実施するため内部評価委員会を開催するとともにユーザーモニター会議及びシミュレータ教育訓練ユーザー評価会議を開催し、顧客である内外航船社等からの外部評価を業務の改善に取り入れる。

また、学生による授業評価等を前・後期各1回実施し、業務の改善及び教官の教授方法等の改善にフィードバックする。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

シミュレータ教育訓練ユーザー評価委員会及びユーザーモニター会議(阪神地区)を開催し、外部評価を検討のうえ改善を行う等業務に反映させた。

(資料7:シミュレータ教育訓練ユーザー評価委員会資料)

(資料14:ユーザーモニター会議資料)

内部評価委員会を開催し、平成16年度計画達成状況に対する内部評価を行った。

理事長及びFD委員会メンバーによる授業公開を4回実施するとともに各課程において実施した学生アンケートによる授業評価を各教科担当教官に通知し、教育内容、教育方法の改善・改革に努めた。その結果は、国家試験合格率の大幅な向上にも現れた。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

独立行政法人海技大学校法第10条第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、機関の目的及び各種シミュレータ等独自に保有する機材を活かすことを踏まえて、組織的な研究計画を策定し、共同研究と併せて研究活動の活性化を図るとともに、研究成果の船員教育への反映を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

主として、船舶の運航、船員教育の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に合計50件以上の研究を行う。また、研究活動の活性化を図るため、他の船員教育機関や大学・研究所等と10件程度の共同研究を行う。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

研究内容の社会ニーズ、緊急性、海技大学校独自の設備の有効利用等に応じて重点研究及び一般研究に分けた平成16年度研究計画に基づき、年度中に重点研究2件、一般研究10件を行う。

また、研究活動の活性化を図るため、船員教育機関や関係企業等との共同研究を2件程度行う。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、5年間で研究を50件及び共同研究を10件実施するとしており、その1/5程度に設定した。

実績値及び取組み

海技大学校では、独立行政法人海技大学校法第10条第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行っている。

海技大学校における研究は、

- (1) 研究成果が船舶の安全で効率的な運航技術に寄与すること
- (2) 研究成果が海運界の発展に寄与すること
- (3) 研究活動を通して教官が最新の知識・技術等を吸収すること及び研究の成果が船員教

育の質的向上に効果的に寄与すること
を目標として、

- (1) 船舶の運航技術に関する研究
- (2) 船舶の安全性・信頼性に関する研究
- (3) 海洋汚染等船舶の運航に関して発生する環境問題に関する研究
- (4) 船員の教育訓練に関する研究
- (5) 船員政策・海事法規・海運経済・海事史に関する研究
- (6) 海事思想の普及に関する研究

に限定し、テーマを厳選して研究を行っている。

さらに、海技大学校が船員教育を主目的とする機関であることを考慮し、船員教育の質的向上、船舶の安全・効率的な運航技術の向上に即効的・効果的に寄与する研究、または、海技大学校の人的及び設備的資源を最大限に有効活用する研究を重点研究とし、重点研究には予算、人員の重点配分を行い、研究者には研究業務を遂行するために必要な時間の確保を配慮している。

また、毎事業年度終了後、「独立行政法人海技大学校研究業務評価要領」に基づき、内部評価を行い、研究テーマごとにその意義、必要性、妥当性等をチェックしている。

平成16年度においては、「独立行政法人海技大学校における組織的研究のあり方についての指針」に基づき、研究計画書を策定し、重点研究2件、一般研究22件（うち共同研究8件）を実施した。中期目標期間中の実績は、重点研究2件、一般研究61件（うち共同研究20件）となり、教育業務の向上への寄与に努めた。

（資料15：平成16年度研究計画書）

内海水先人会、株式会社海洋総合技研等4法人から教育訓練やレーダーに関する研究5件（計666万円）を受託した。

（資料16：受託研究一覧）

平成16年度までの研究成果として特許登録3件、特許申請（出願中）1件がある。

（資料17：特許登録及び出願一覧）

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 合計50件以上の研究、10件程度の共同研究

（単位：件）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
研究件数	40	32(24)	29(23)	24(15)		125(62)
共同研究	13	12(8)	9(7)	8(6)		42(21)

表中の()内は、前年度からの継続研究件数です。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(2) 研究の実施

研究全般に関する評価体制を確立し、研究活動の充実に努める。

(年度計画)

組織的な研究計画を策定する。

年度計画における目標設定の考え方

機関の目的及び独自に保有する実習機材を活かすことを踏まえて、自己評価体制を確立し、評価結果を研究計画及び研究実施体制にフィードバックする。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

「独立行政法人海技大学校研究業務評価要領」に基づき、平成15年度研究業務に対する自己評価を行い、その結果を平成17年度研究計画策定にフィードバックした。

(資料18：平成15年度研究報告書)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人海技大学校法第10条第3号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識、技術の普及・活用を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等へ専門分野の委員等の派遣を推進し、職員の専門知識の活用を図る。

また、研究成果についても、論文発表、学会発表等を通じて船舶運航技術の向上に寄与させるとともに、必要に応じて特許等の出願も図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

国内外の船員教育機関の希望に応じ、高度な船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、期間中20名程度の研修員を受入れるとともに、国外の政府機関等の要請に応じ船員教育専門家として期間中に5名程度派遣し、また学会等の関係委員会へ、委員として期間中70名程度派遣する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

国内外の船員教育機関の希望に応じ、高度な船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、4名程度の研修員を受入れる。日本航海学会、日本海難防止協会、日本マリンエンジニアリング学会等の関係委員会へ専門分野の委員として15名程度派遣する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、5年間で研修員の受入れを20名程度、船員教育専門家の派遣を5名程度、学会等関係委員会への派遣を70名程度としており、目標値を各々1/5程度に設定した。

実績値及び取組み

研修員の受入れ 7名

ベトナム研修員2名、インドネシア研修員4名、トルコ研修員1名

中期目標期間中の実績は23名となった。

(資料19：研修員受入・教育専門家派遣実績)

船員教育専門家の派遣 3名

ベトナムの派遣1名、インドネシアへの派遣1名、トルコへの派遣1名

中期目標期間中の実績は15名となった。

(資料19：研修員受入・教育専門家派遣実績)

学会等関係委員会への派遣 34名

学会への派遣 19名

各種関係委員会への派遣 15名

中期目標期間中の実績は100名となった。

(資料20：専門分野委員派遣実績)

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

研修員の受入れ

中期計画設定値 20名程度

(単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
研修員数	5	5	6	7		23

船員教育専門家の派遣

中期計画設定値 5名程度

(単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
派遣人員	2	5	5	3		15

学会等関係委員会への派遣

中期計画設定値 70名程度

(単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
派遣人員	15	25	26	34		100

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

研究については、論文発表及び学会発表等を行うとともに、研究報告書を作成する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

研究については、5件程度の論文発表又は国際学会発表並びに5件程度の国内学会
発表等を行う。また、研究発表会を開催するとともに研究報告書を作成する。

年度計画における目標値設定の考え方

10件の研究中、過去の発表形態を勘案し、論文発表、学会等の発表件数を各1/2程度
に設定した。

実績値及び取組み

論文発表及び国際学会発表を16件、国内学会で11件の発表を行った。また、海技大学
校研究報告(第48号)を発刊し、研究報告6件を公表した。

(資料21:平成16年度研究成果発表一覧表)

海技大学校における日頃の研究活動の一端を紹介するため研究発表会を内外関係者の参加
の下に平成17年4月21日に開催した。

「独立行政法人海技大学校研究業務評価要領」に基づき、研究業務に対する自己評価を行
うとともに、平成15年度の研究に対する報告書を策定した。

(資料18:平成15年度研究報告書)

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 数値設定なし

(単位：件)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
論文発表、国際学会発表	8	13	15	16		52
国内学会発表	11	13	12	11		47
海技大学校研究報告発表		6	3	6		15

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

さらに、インターネットのホームページを開設して研究成果並びに船員教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

インターネットのホームページを活用して研究成果並びに船員教育に関する情報を積極的に外部へ公表し、教育・研究成果の普及に努める。

年度計画における目標設定の考え方

インターネットの普及に伴い、ホームページを通じて、研究成果並びに船員教育に関する情報を積極的に外部へ公表することにより、機関の透明性を確保し、広く国民の理解及び支持を得る。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

外部への広報機能のあり方について、平成15年度ワーキンググループにおいて検討した結果を反映して、企画情報部に情報管理・業務課を新設し、広報活動の一元化を図った。

(資料1：海技大学校組織図)

平成15年度研究成果、平成16年度研究計画、研究内容及び教育課程・施設紹介等の船員教育に関する情報を海技大学校ホームページに掲載し、外部に公表した。

(資料22：ホームページ掲載件数集計)

広報紙「蘆風」を年2回発刊し、海運関係会社等2,200カ所に配布することにより、海技大学校の教育、研究現場の内容等をユーザーである海運関連会社等にアピールした。

(資料26：蘆風(第5号、第6号))

(中期目標)

- 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
(3) 成果の普及・活用促進

(中期計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(4) 海事思想普及等に関する業務

教育・研究成果及び海事思想普及のため、本校練習船海技丸を利用した体験航海や
校内施設見学会及び公開講座等を年5回程度開催する。地方自治体の各関係機関との
連携を強化するとともに各種行事に参加し、市民との交流を深め本校施設の有効利用
を図る。

(年度計画における目標値)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(4) 海事思想普及等に関する業務

教育・研究成果及び海事思想普及のため、練習船海技丸を利用した体験航海、校内
施設見学会、公開講座及び特別講演会を年5回程度開催する。

地方自治体の各関係機関及び各種団体との連携を強化し、各種行事への協力及び共同開
催を図り、市民との交流を深め本校施設の有効利用に努める。

年度計画における目標値設定の考え方

練習船海技丸を利用した体験航海、構内施設見学会、公開講座及び特別講演会については、
過去5年間の実績値を考慮し、年間5回程度とした。

実績値及び取組み

練習船海技丸を利用した体験航海を2回実施した。

海の旬間協賛行事(2回)

校内施設見学会を2回実施した。

海の旬間協賛行事(2回)

公開講座、特別講演会を各1回開催した。

- ・本校教官等による芦屋市民のための公開講座を開催(4日間)
- ・特別講演会開催

(資料23:公開講座、特別講演会資料)

地方自治体、地方自治体の各関係機関及び各種団体との連携を強化するため、カッターレース、ロープワーク教室等へ職員を派遣し、共催行事を5回開催した。

芦屋市各関係機関及び各種団体との連携を強化するためソフトボール大会、国際スポーツフェスティバル等を通じ、市民との交流を7件実施した。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

中期計画設定値 体験航海や芦屋市防災訓練、校内施設見学会及び公開講座等を年5回程度開催

(単位：回)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
体験航海	5	3	3	2		13
芦屋市防災訓練	1	0	0	0		1
校内施設見学会	3	3	6	2		14
公開講座、特別講演会	2	2	2	2		8
計	11	8	11	6		36

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
また、受託収入の導入等、大学校の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。

(中期計画)

3 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

業務の範囲内において、受託収入等による自己収入の確保を図る。

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

年度期間中において、入学検定料を4.10%及び入学料を4.06%値上げする。
また、適正な授業料の設定に係る平成15年度の検討結果を踏まえ、講習科シミュレータ課程及び委託研修課程の受講料改定を先行して実施する。

年度計画における目標値設定の考え方

運営費交付金の算定ルールに記載されている授業料等収入のルールに従い、前回の改定率を用いて年度期間中に入学検定料を4.10%及び入学料を4.06%値上げする。

料金体系へ改定について平成15年度ワーキンググループで検討した結果を踏まえ、講習科シミュレータ課程及び委託研修課程への適正な受講料を検討し、他の課程に先行して改定を実施する。

実績値及び取組み

年度計画とおり入学検定料及び入学料を値上げした。

入学検定料	29,300円	30,500円	4.10%
入学料			
海上技術科、一級海技士、二級海技士科	187,300円	194,900円	4.06%
三級海技士科、四級海技士科	93,500円	97,300円	4.06%
通信教育科	11,200円	11,700円	4.46%

平成16年度シミュレータ課程及び委託研修課程の受講料を改定した。

シミュレータ課程（抜粋）

操船シミュレータ上級（BRM訓練）	15,400円	51,850円	336.69%
操船シミュレータ上級（BRM訓練）（児島）	15,400円	46,000円	298.70%
機関室総合シミュレータ（機関システム）	15,400円	19,880円	128.57%

委託研修課程（抜粋）

甲板作業管理者	15,400円	25,980円	168.70%
油圧回路	15,400円	19,880円	128.57%

（資料24：独立行政法人海技大学校の入学検定料等を定める達）

受講料改定及び社会ニーズに基づく新たなシミュレータ課程及び委託研修課程の研修コースの開設により、平成16年度業務収入が平成15年度業務収入8,311万円から39.3%増加し、11,624万円となった。

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

3 予算、収支計画及び資金計画

(2) 予算(人件費の見積りを含む。)

(3) 平成13年度～平成17年度収支計画

(4) 平成13年度～平成17年度資金計画

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(2) 平成16年度に係る予算計画(人件費の見積りを含む。)

(3) 平成16年度に係る収支計画

(4) 平成16年度に係る資金計画

(実績値)

1 予算計画

	中期計画 予算 金額(百万円)	平成16年度年度計画	
		予算計画 金額(百万円)	実績値 金額(百万円)
収入			
運営費交付金	5,931	1,230	1,230
施設費等補助金	213	0	0
業務収入	243	50	116
その他の収入			2
受託収入	-	-	17
計	6,387	1,280	1,365
支出			
業務経費	1,117	219	239
施設整備費	213	0	0
人件費	4,712	990	915
受託経費	-	-	15
一般管理費	345	71	76
計	6,387	1,280	1,245
	[人件費見積り] 期間中総額 3,962 百万円を支出する。 但し、上記の額は、 役員報酬並びに職員 基本給、職員諸手当、 超過勤務手当、休職 者給与及び国際機関 派遣職員給与に相当 する範囲の費用であ る。	[人件費見積り] 年度中総額 772 百万円を支出する。 但し、上記の額は、 役員報酬並びに職員 基本給、職員諸手当、 超過勤務手当、休職 者給与及び国際機関 派遣職員給与に相当 する範囲の費用であ る。	[人件費の実績] 年度中総額 707 百万円を支出した。 但し、上記の額は、 役員報酬並びに職員 基本給、職員諸手当、 超過勤務手当、休職 者給与及び国際機関 派遣職員給与に相当 する範囲の費用であ る。

2 収支計画

	中期計画	平成16年度年度計画	
	平成13年度～平成 17年度収支計画	収支計画	実績値
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
費用の部	6,081	1,281	1,262
経常費用	6,081	1,281	1,262
業務費	4,250	893	879
一般管理費	1,626	342	299
減価償却費	205	46	72
財務費用			2
受託費用			9
臨時損失			1
収益の部	6,081	1,281	1,270
運営費交付金収益	5,633	1,185	1,087
業務収入	243	50	116
受託収入	-	-	17
資産見返負債戻入	205	46	48
資産見返運営費交付金戻入	85	27	28
資産見返物品受贈額戻入	120	19	20
臨時利益	0	0	2
純利益	0	0	8
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	0	8

3 資金計画

	中期計画 平成13年度～平成 17年度資金計画 金額(百万円)	平成16年度年度計画	
		資金計画 金額(百万円)	実績値 金額(百万円)
資金支出	6,387	1,280	1,353
業務活動による支出	5,876	1,235	1,233
投資活動による支出	511	45	90
財務活動による支出			30
次期中期目標の期間への繰越 金	0		
資金収入	6,387	1,280	1,370
業務活動による収入	6,174	1,280	1,370
運営費交付金による収入	5,931	1,230	1,230
業務収入	243	50	120
受託収入	-	-	17
その他の収入			3
投資活動による収入	213	0	0
施設整備費補助金による収 入	213	0	0

年度計画における目標値設定の考え方

予算計画

運営費交付金は、運営費交付金の算定ルール（財務省方針）に従い算定した。
業務収入は、これまでの改定ルールに準じて改定（平成16年度は、授業料を4.10%、入学料を4.06%値上げ）し、適切に運営費交付金に反映させている。

収支計画

業務費及び一般管理費には、人件費を含む。
減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費である。
資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額である。

資金計画

投資活動による支出は、シミュレータ船員訓練システム教材費である。

実績値及び取組み

実績値については、中期計画の区分に準じて記載している。

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

4 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、200百万円とする。

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(5) 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は200百万円とする。

年度計画における目標値設定の考え方

短期借入金の限度額 200百万円

予見しがたい事故等に対応するため、運営費交付金及び業務収入の1/6程度とした。

実績値及び取組み

平成16年度は該当なし

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

なし

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(6) 重要な財産の処分等に関する計画

なし

年度計画における目標値設定の考え方

なし

実績値及び取組み

平成16年度は該当なし

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

6 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備等の整備及び研究調査費に充てる。

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(記載なし)

年度計画における目標値設定の考え方

なし

実績値及び取組み

平成16年度は該当なし

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

本校施設を効率的に維持管理するために、期間中総額2.1億円程度の施設の整備を行う。

(施設整備計画)

教育施設整備費

(独立行政法人海技大学校施設整備費補助金)

本校学生寮空調設備更新等 168百万円

兎島分校空調設備新設等 45

(年度計画における目標値)

4 その他省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する年度計画

なし

年度計画における目標値設定の考え方

なし

実績値及び取組み

平成16年度は該当なし

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(2) 人事に関する計画

業務運営の効率化を図り、人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 人事に関する計画

方針

教育課程の再編に柔軟に対応した職員の配置を図り、教育効果の向上に努めつつ、人員の抑制を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の94%とする

(年度計画における目標値)

4 その他省令で定める業務運営に関する事項

(2) 人事に関する年度計画

業務運営の効率化を図るため、今後の人員の抑制に関する基本的な姿勢について、更に検討を深める。

年度中は、772百万円程度の人件費を支出する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、必要な人件費のうち、役員報酬、職員基本給・諸手当、超過勤務手当、退職者給与、国際機関派遣職員給与の総額を3,962百万円としており、そのうち、平成16年度に必要な額772百万円を設定した。

実績値及び取組み

中期計画達成に向け人員の抑制に努めた結果、平成17年度期首の常勤職員数は、中期計画期初の常勤職員数の94%、80名となり、中期計画目標値を達成した。

平成16年度中に役員報酬、職員基本給・諸手当、超過勤務手当、退職者給与、国際機関派遣職員給与として707百万円を支出した。

実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標期間中の実績

役員報酬、職員基本給・諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与の総額

中期計画設定値 3,962百万円

(単位：百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
給与等の実績	785	762	740	707		2,994

常勤職員数

中期計画設定値 期末の常勤職員数を期初の94% (期初常勤数 85名)

(単位：人)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	期初比
常勤職員数(定員)	85	84	83	81	80	94%

表中の数値は、各年度期首常勤数を表します。

第2章 自主改善努力評価のための報告

現在海技大学校が抱えている諸問題（教育内容の改善、自己収入の確保、外部に対するPR不足等）について、職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的な取り組みを次のとおり報告します。

1 教育内容、教育方法の改善・改革に関する事項

1 - 1 活動状況

京都大学教育研究フォーラムへ参加し、「社会人教育におけるFD（授業改善評価手法）を活用した実践例」を発表するとともに、意見交換を行い、海技大学校のFD活動に反映させた。

1 - 2 効果

海技大学校の実務教育訓練分野では受講者のみならず、船員を派遣する船社をも含めたFDへの取り組みがなされ、その成果を上げている。社会人教育訓練分野におけるFDは他に例がなく、大学教育においても社会人の受け入れを積極的に進めている状況下において、その先駆的な成功例を教育関係者に紹介することで、海技大学校のFD活動の成果を社会に還元することができた。併せて意見交換において、受講者間の経験やレベル差、モチベーション等は教育の質の向上に関する特に重要なファクターであるとの指摘を受け、受講者を派遣する海運企業との連絡体制を一層強化することにより、教育手法の改善を図ることができた。

1 - 3 今後の課題等

今後とも活動成果を社会に還元するとともに、教育関係者からの意見を精査し、教育訓練に積極的に取り入れていきたい。

2 六級海技士課程、海技免許講習の実施に関する事項

2 - 1 活動状況

航海科六級海技士課程の開講にあたっては、改正船員法及び関係法令の公布に先立ち、逼迫した船社等からの要望を把握し、国土交通省と頻繁に連絡を取り合うと同時に教材等の整備を進めた結果、関係法令施行と同時に講習を開始することができた。

また、ユーザーモニター会議における意見及び船社訪問を通して得た意見を反映して、従来は本校の海上技術科、海技士科、講習科（海技課程）の学生に対してのみ実施していた海技免許講習の受講対象者を広げた。

2 - 2 効果

六級海技士課程については、船員政策の具現化を図ることができ、併せて広く内航船社のニーズに応えることができた。

海技免許講習については、講習の実施から撤退する機関が多い中、海技試験に合格できても日程的に海技免許講習を受講することができないため免許の取得に至らない者に対し、その機会を与えることができるようになった。

2 - 3 今後の課題等

今後とも迅速かつ確実に船員政策を遂行することとする。

3 外国人留学生の受入に関する事項

3 - 1 活動状況

全日本海員組合からの依頼を受け、フィリピン共和国にある船員養成を目的とした商船大学である Maritime Academy of Asia and the Pacific (MAAP) の学生を留学生として受け入れた。

3 - 2 効果

日本商船隊に配乗することが期待されている同国学生に対し、わが国の海技教育に加え、日本及び日本文化への理解を促進することができたと同時に、日本人学生に対し、英語教育の重要性を認識させることができ、併せて国際競争心を掻き立てることもできた。

3 - 3 今後の課題等

平成17年度以降も留学生の受入を継続する。

4 安全運航講習の実施に関する事項

4 - 1 活動状況

フェリー（2社9隻）、消防艇（官公庁船1隻）に乗船し、船舶の安全運航に関する講習を実施した。

フェリー各船においては、特に入出港、狭水道通過及び航海当直等の船橋における業務をBRMの基本的なコンセプトに沿って観察し、更なる安全運航を目指して改善すべき点を指導した。

消防艇に関しては、その運航実態を確認するとともに、安全上の問題点を指摘すると共に、対応策の検討及び指導をおこなった。

4 - 2 効果

船舶運航の現場に入り、各船固有の実践に即した教育指導を行うことにより、船員教育訓練の目的である安全運航に直接的に寄与することができ、併せて内航海運等の現状を把握することもできた。

4 - 3 今後の課題等

対象船舶乗組員の教育訓練プログラムの開発と実施に向けた環境整備が必要となる。

5 船主団体等における講演に関する事項

5 - 1 活動状況

船主団体安全協力会（2団体）において船舶の安全運航等について講習を行うとともに国土交通省近畿運輸局の依頼により油濁防止管理者養成講習に講師を派遣した。

5 - 2 効果

参加船社に対して、船舶運航の安全意識を啓蒙するとともに海技大学校のPR及び就職先を開拓することができた。

5 - 3 今後の課題等

今後とも船主団体協力会等を通じ、安全意識の啓蒙とPR活動に努めたい。

6 船社等との連絡会に関する事項

6 - 1 活動状況

複数船社の教育訓練担当者と組織される定期連絡会に出席し、意見交換を行った。

6 - 2 効果

タンカー乗組員に対する教育訓練カリキュラム及び教育評価の改善に反映させた。
また、エネルギー消費が国際的に逼迫している中、注目されているLNG油槽船に関する基礎教育の要請を受けた。

6 - 3 今後の課題等

早期にLNG船に関する基礎教育の開始に努めるとともに、今後とも継続して定期連絡会に参加することとする。